

令和7年第4回鹿角市教育委員会

会 議 録

令和7年3月17日

鹿角市教育委員会

令和7年第4回 鹿角市教育委員会会議録

令和7年第4回鹿角市教育委員会会議を令和7年3月17日午前10時30分鹿角市役所第1・2会議室に招集した。

1 出席した者の氏名は、次のとおりである。

教育長	阿部義弘
教育委員	田中喜昭
教育委員	和田学
教育委員	吉田孝子

2 欠席した者の氏名は、次のとおりである。

教育委員 安倍良行

3 事務局職員として会議に出席した者の氏名は、次のとおりである。

教育部長兼国民スポーツ大会事務局長	黒澤香澄
大湯ストーンサークル館長	花海義人
教育次長兼総務学事課長	渡部裕之
総務学事課学事指導管理監	駒ヶ嶺充
生涯学習課長	黒澤香澄
スポーツ振興課長兼国民スポーツ大会事務局次長	相馬天
総務学事課学事指導班指導主事	阿部博之
総務学事課主幹兼学事指導班長	田村めぐみ
生涯学習課主幹兼社会教育班長	村木芳
生涯学習課副主幹兼文化財振興班長	安保俊光
生涯学習課文化の杜交流館長	成田小百合
スポーツ振興課主幹	児玉純哉
国民スポーツ大会事務局政策監	田原智明
大湯ストーンサークル館副主幹	鈴木和明
総務学事課主幹兼総務班長	大森美佳子

4 付議した議題は、次のとおりである。

(1) 議案

議案第10号 専決処分の承認を求めることについて
(鹿角市教育委員会事務局職員の退職について)

議案第11号 鹿角市学校給食センター条例施行規則の一部改正について

議案第12号 鹿角市スクールバス運行管理規程の一部改正について

議案第13号 鹿角市中学校部活動地域移行推進計画について

議案第14号 鹿角市立図書館条例の一部改正について

議案第15号 令和7年度一般会計当初予算(教育費)について

5 議事の概要は、次のとおりである。

教育長 改めまして、おはようございます。ただいまから、令和7年第4回鹿角市教育委員会会議を開催いたします。本日の会議は、はじめに事務局より報告を受け、その後に、議案6件についてお諮りいたします。それでは、事務局からの報告を受けます。事務局、

お願いいたします。はい、生涯学習課長。

生涯学習課長 はい。それでは、生涯学習課からの報告事項1点目、令和7年度声かけ運動の実施についてです。来年度も毎月5日を基本に実施してまいります。新年度の始まりの4月、夏休み明けの9月は一斉キャンペーンとして、4月10日と9月5日に実施します。委員の皆様からも、通学路等での声かけをよろしくお願いいたします。実施日の前日にメール配信でお知らせいたしますが、学校行事等により、変更となる場合がありますので、ご確認をお願いします。

2点目、鹿角地域文化財保存活用地域計画（案）のパブリックコメントの結果についてですが、去る令和7年2月10日から3月10日までの約1か月間、市内及び小坂町の各公共施設において意見募集を行いました。意見提出はありませんでした。今後、1月27日の第2回教育委員会会議で説明しましたとおり、4月に策定協議会を開催し最終確認後、5月の教育委員会において承認をいただきたいと思います。平行して、文化財保護審議会に報告し、その先は8月から10月に文化庁による審査を経て、11月に県を経由し、文化庁に認定申請を提出後、12月下旬に文化庁の認定をいただくスケジュールで進めてまいります。生涯学習課からは以上です。

教育長 はい、スポーツ振興課長。

スポーツ振興課長兼国民スポーツ大会事務局次長 はい。スポーツ振興課から、1の第79回国民スポーツ大会冬季大会スキー競技会についてご報告いたします。去る2月13日から16日までの4日間の日程で、花輪スキー場を会場に、全国各地から選手団1,800人のほか大会関係者を含め約2,300人をお迎えし、開催いたしました。本市を会場としては、令和4年の第77回大会の無観客による大会開催以来となりましたが、前回大会はコロナ禍での開催で開始式も中止されたほか、参加者全員の事前PCR検査の実施、大会期間中の毎日の抗原検査を行うなど、新型コロナウイルス感染拡大防止に努める大会となりましたが、今大会は、通常のカンパニの開催となり、競技団体をはじめ、市民の皆様のご協力により大きなトラブル等もなく全日程を終了しております。報告は以上です。

教育長 報告が終わりました。ただいまの報告について、ご意見ご質問等がございましたらご発言をお願いいたします。

ないようですので、報告を終わり案件に入ります。はじめに、議案第10号を議題とします。事務局、議案の説明をお願いします。次長。

教育次長兼総務学事課長 はい。それでは、別冊の資料の1ページ、議案第10号をお願いいたします。専決処分の承認を求めることについて。鹿角市教育委員会の教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求め。令和7年3月17日提出。鹿角市教育委員会 教育長。

次のページをお願いいたします。専決処分書です。鹿角市教育委員会の教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、教育委員会事務局職員の退職について、別紙のとおり専決処分する。令和7年2月28日。鹿角市教育委員会 教育長。3ページをご覧ください。生涯学習課主査が一身上の理由により、令和7年2月28日付で退職しております。以上で説明を終わります。

教育長 説明が終わりました。ただいまの説明について、ご意見ご質問等がございましたらご発言をお願いいたします。

ないようですので、議案第10号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

教育長 ご異議ないようですので、原案のとおり承認することに決めます。次に、議案第11号を議題とします。事務局、議案の説明をお願いします。はい、次長。

教育次長兼総務学事課長 はい。4ページをお願いいたします。議案第11号 鹿角市学校給食センター条例施行規則の一部改正について。鹿角市学校給食センター条例施行規則の一部を別紙のとおり改正するものとする。令和7年3月17日提出。鹿角市教育委員会 教育長。提案理由であります。鹿角市学校給食センター運営委員会の設置について、当該規則及び「鹿角市学校給食センター運営委員会管理運営要綱」で規定されておりまして、条文が重複していることなどから、整理等するため、規則を改正するものであります。なお、当該規則の一部改正に伴いまして、鹿角市学校給食センター運営委員会管理運営要綱は廃止いたします。7ページの新旧対照表をお願いいたします。第6条第1項は、管理運営方針等についてですが、毎年度初めに方針を定め、教育委員会に報告しなければならないとしていることについて、実状に合わせて、管理を削除するほか、教育委員会への報告は、教育執行方針のなかでお示したものと同義であることから削除し、運営方針を定めなければならないと改めます。第2項では、管理運営方針は概ね年間の学校給食提供計画、給食センター警備及び防災計画によるものとしなければならないと規定していることについては、実状に合わせて、運営方針に基づいて、毎年度初めに当該年度における学校給食の提供目標数を設定しなければならないと改めます。実務上、学校給食提供計画は、各学校から提出される年間給食実施計画を市教育委員会で取りまとめるうえ、年間の提供目標数を設定していること、また、警備は外部委託していること、防災計画は、市の地域防災計画に包含されていることから、実状に合わせてそれぞれの計画を削除するものです。第7条は、第1項で給食センター運営委員会について、管理運営を運営に改めるほか、第2項は、要綱で規定していた運営委員会の所管事項、第1号から第5号までを規則で定めることといたします。第8条は、要綱で定めていた委嘱する委員の構成、委員任期等について、次のページをお願いいたします。規則で定めることといたします。第9条は、これまで委員長と副委員長は、委員の互選により決定することとしておりましたが、実状に合わせて、小学校長と中学校長の代表の中から教育長が指名することなどに改めます。第10条は、会議の招集等について、要綱で規定していたものを規則で定めます。次のページをお願いいたします。第11条は条ずれを繰り下げ、第12条は管理を削除するほか、条ずれを繰り下げます。6ページをお願いいたします。一番後段の附則であります。規則は、令和7年4月1日から施行いたします。以上で説明を終わります。

教育長 説明が終わりました。ただいまの説明について、ご意見ご質問等がございましたらご発言をお願いいたします。

よろしいでしょうか。ないようですので、議案第11号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

教育長 ご異議ないようですので、原案のとおり承認することに決めます。次に、議案第12号を議題とします。事務局、議案の説明をお願いします。はい、次長。

教育次長兼総務学事課長 はい。それでは、10ページをお願いいたします。議案第12号 鹿角市スクールバス運行管理規程の一部改正について。鹿角市スクールバス運行管理規程の一部を別紙のとおり改正するものとする。令和7年3月17日提出。鹿角市教育委員会 教育長。提案理由であります。スクールバスの利用範囲の特例により利用する際の手続き等を規定するため、改正するものであります。今回の改正ですが、これまでも同様の事務手続きを行ってきておりましたが、規程になかったことから、今回追

加するものであります。13ページの新旧対照表をお願いいたします。第3条は、利用範囲の特例を定めるものです。スクールバスは、平常時は、児童生徒の登下校の輸送を目的に運行しておりますが、小中学校が校外学習や各種行事等で、臨時にスクールバスを利用する際の手続きを規定するため、第2項において、スクールバス利用届出書（様式第1号）を利用開始日の7日前までに提出することを定めるものであります。第3項では、第1項第3号の規定におきまして、その他教育委員会が特に認めたものの輸送をできると規定しておりますが、小中学校以外の者がスクールバスを利用する際は、教育委員会の許可を予め受けることを定めるものであります。次のページは、スクールバス利用届出書であります。12ページにお戻りください。一番下の附則ですが、この規程は、令和7年4月1日から施行いたします。以上で説明を終わります。

教育長 説明が終わりました。ただいまの説明について、ご意見ご質問等がございましたらご発言をお願いいたします。

よろしいでしょうか。ないようですので、議案第12号について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

教育長 ご異議ないようですので、原案のとおり承認することに決めます。次に、議案第13号を議題とします。事務局、議案の説明をお願いします。次長。

教育次長兼総務学事課長 はい。15ページをお願いいたします。議案第13号 鹿角市中学校部活動地域移行推進計画について。鹿角市中学校部活動地域移行推進計画を別紙のとおり策定するため、教育委員会の議決を求める。令和7年3月17日提出。鹿角市教育委員会 教育長。提案理由であります。中学校部活動の着実な地域移行を図り、生徒の選択により望む活動に取り組むことができる環境を構築するため、本計画を策定するものであります。

別紙として、配付しております推進計画をご覧ください。推進計画（案）につきましては、1月27日の第2回教育委員会会議におきまして、説明を行っております。その後、1月30日から2月28日までパブリックコメントを実施し、寄せられたコメントは1件でありました。また、本計画は、先日開催されました部活動地域移行検討委員会におきましても説明の上、委員の皆様からご了承をいただいております。パブリックコメントの主な内容であります。生徒数の減少により活動が厳しくなっているのは、中学校部活動だけでなく、小学生のスポーツ少年団の状況や課題も話し合うべきとのことでした。また、検討課題として、スポーツ少年団の「個別小学校を基本とする単位団の見直し」と「中学校部活動を目的とした就学指定校変更の要件緩和」が挙げられておりました。これに対しまして、市教育委員会からの回答といたしましては、スポーツ少年団による運営は、本計画でも検討課題の一つとしており、単位団の見直しは、少年団本部とともに対応に努めていくこと、また、部活動を理由にした就学指定校変更は許可要件にしていらないことから、今後、地域移行を進めていくことで、望む活動に取り組むことができる環境の整備に努めたいと回答しております。また、推進計画の内容については、前回説明した内容から、一部数字の訂正はありましたが、計画に変更はありませんでしたので、説明は割愛させていただきます。説明は以上です。

教育長 説明が終わりました。ただいまの説明について、ご意見ご質問等がございましたらご発言をお願いいたします。

よろしいでしょうか。では、ないようですので、議案第13号について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

教育長 ご異議ないようですので、原案のとおり承認することに決めます。次に、議案第14号を議題とします。事務局、議案の説明をお願いします。はい、生涯学習課長。

生涯学習課長 はい。それでは、議案資料16ページをお願いいたします。議案第14号鹿角市立図書館条例の一部改正について。鹿角市立図書館条例の一部を別紙のとおり改正することについて、鹿角市長に申し出るものとする。令和7年3月17日提出。鹿角市教育委員会 教育長。提案理由ですが、鹿角市立立山文庫継承十和田図書館新築工事に伴い、移転後の施設の位置及び開館時間を変更し、条例との整合を図るため改正するものです。改正内容について、18ページの新旧対照表をお開きください。第2条、図書館の位置ですが、「鹿角市十和田毛馬内字上陣場19番地5」から「鹿角市十和田毛馬内字城ノ下7番地5」に改め、次の第7条第1項、開館時間について「午前9時から午後5時30分まで」を「午前9時から午後7時まで」に改めるものです。17ページにお戻りいただき、附則ですが、この条例は、令和7年4月1日から施行します。以上で説明を終わります。

教育長 説明が終わりました。ただいまの説明について、ご意見ご質問等がございましたらご発言をお願いいたします。
よろしいでしょうか。ないようですので、議案第14号について、原案のとおり鹿角市長に申し出ることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

教育長 ご異議ないようですので、原案のとおり鹿角市長に申し出ることに決めます。次に議案第15号を議題とします。事務局、議案の説明をお願いします。次長。

教育次長兼総務学事課長 はい。それでは、19ページをお願いいたします。議案第15号 令和7年度一般会計当初予算（教育費）について。令和7年度一般会計当初予算（教育費）を別紙のとおり定めることについて、鹿角市長に申し出るものとする。令和7年3月17日提出。鹿角市教育委員会 教育長。

今回、提案する7年度当初予算につきましては、21日開会予定の臨時議会に上程することとしております。この内容に関しましては、前回の教育委員会会議におきまして、6年度補正予算として、専決処分した事業に係る予算を減額しております。また、必要な調整を行ったうえで提出するものです。従いまして、説明につきましては、変更点を簡略に説明させていただきたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

次のページをお願いいたします。市の当初予算に計上された中から教育費に係る歳入・歳出予算を抜粋したものとなっております。21ページをお願いいたします。第1表は、令和7年度の教育費の歳入歳出予算全体をまとめたものとなっております。次のページ、歳入歳出予算事項別明細書をお願いいたします。この総括表では教育費の予算規模について説明いたします。上段に記載している歳入ですが、本年度予算額の歳入合計は、3億4,885万6千円で、前年度と比較しまして、8億7,878万円の減となっております。下段の歳出ですが、本年度予算額の歳出合計は、19億1,884万円で、前年度と比較しまして、7億6,577万3千円の減となっております。第2回教育委員会会議で提案しました当初予算の内容との変更点ですが、前回、第3回教育委員会会議で説明した、花輪小学校の照明LED化改修工事、十和田中学校の照明LED化改修工事とトイレ洋式化工事に対して交付されます国庫補助金の学校施設環境改善交付金が、国の補正予算により、経済対策として6年度に前倒しで交付されることとなったことから、歳入・歳出ともに、6年度の補正予算第11号に計上し、専決処分しております。そのため、7年度当初予算からその対応額を歳入・歳出予算から除外したほか、所要の調整を行っており、総額が変更となったものであります。なお、工事につきましては、6年度で繰越明許費を設定し、7年度に繰り越して予算を執行することとしております。次の23ページから35ページまでは、歳入歳出予算の款項目別の説明と

主要事業・事務の概要であります。前回説明した内容から、先ほど説明しました繰越分を除いたものとなっておりますので、説明は割愛いたします。説明は以上です。

教育長 説明が終わりました。ただいまの説明について、ご意見ご質問等がございましたらご発言をお願いいたします。

よろしいでしょうか。ないようですので、議案第15号について、原案のとおり鹿角市長に申し出ることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

教育長 ご異議ないようですので、原案のとおり鹿角市長に申し出ることに決めます。以上を持ちまして、予定された案件については終了いたしました。その他について、委員の皆様、事務局から何かございましたらご発言をお願いいたします。はい、次長。

教育次長兼総務学事課長 休憩をお願いいたします。

~~~~~ ( 休憩中 ) ~~~~~

**教育長** 休憩を解いてよろしいでしょうか。

他にございませんか。それではないようですので、以上を持ちまして会議を閉じます。

(午前10時57分 閉会宣言)